

公印省略

4 薬 第 1 0 2 号
令和 4 年 4 月 7 日

関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「感染再拡大防止対策期間」の終了と今後の対応について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県では、3月6日をもってまん延防止等重点措置及び福岡コロナ特別警報を解除しましたが、春休みや卒業式、人事異動に伴う歓送迎会、花見など多くの人が集まる機会が増える時期となることから、3月7日から4月7日までの1か月間を「感染再拡大防止対策期間」とし、早期の感染再拡大を招かないよう集中的に取り組むとともに、県民及び事業者の皆様に対しましては、基本的な感染防止対策の徹底や業種別ガイドラインの遵守等に加え、飲食店利用時の人数・時間制限、花見に伴う宴会の自粛などをお願いしてきました。

その結果、感染状況や医療提供体制の状況については、ピーク時から大きく改善しました。多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

「感染再拡大防止対策期間」の終了後も、県民の命と健康を守るため、引き続き、県民及び事業者の皆様へは、別添の要請をお願いし、感染拡大の防止を図ることとしています。

本要請のご協力及び貴会員への周知につきまして、ご協力いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「感染再拡大防止対策期間」の終了と今後の対応について

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

電話番号 : 092-643-3284

ファックス : 092-643-3305

令和4年4月6日

「感染再拡大防止対策期間」の終了と今後の対応について

I 「感染再拡大防止対策期間」の終了

(1) これまでの経緯

- 本県では、3月6日をもってまん延防止等重点措置及び福岡コロナ特別警報を解除した。しかし、春休みや卒業式、人事異動に伴う歓送迎会、花見など多くの人が集まる機会が増える時期となることから、3月7日から4月7日までの1か月間を「感染再拡大防止対策期間」とし、早期の感染再拡大を招かないよう集中的に取り組んできた。
- 県民及び事業者の皆様に対しては、基本的な感染防止対策の徹底や業種別ガイドラインの遵守等に加え、飲食店利用時の人数・時間制限、花見に伴う宴会の自粛などをお願いしてきた。
- ワクチンの3回目接種については、県においても市町村の接種を支援する広域接種センターを4か所に設置し、計2万人以上に接種するなど、その促進を図ってきた。その結果、高齢者の接種率は88%に達し、高齢者施設等における接種は概ね完了した。
- コロナ病床については、医療機関の御協力をいただきながら随時増床を図り、4月6日現在、1,650床、うち重症病床を207床確保している。後方支援病院についても随時増やし、4月6日現在、226医療機関を確保している。また、宿泊療養施設については、引き続き12施設・2,468室を確保している。
- 加えて、感染不安を感じる方等を対象とした無料検査や高齢者施設職員等を対象とした頻回検査の実施、経口治療薬を取り扱う医療機関や薬局の拡大、高齢者施設等における施設内療養を支援する体制の強化などに努めてきた。

(2) 対策期間の終了

- これらの取組の結果、新規陽性者数の7日移動平均はピーク時から半減(4,708人→2,215人)し、地域別に見てもすべての地域で大きく減少するなど、早期の感染再拡大を防止することができた。
- 重症者数と中等症者数の合計は4月5日時点で100人となっており、ピーク時(491人)の約5分の1に減少している。
- 病床使用率はピーク時の3割以下(86.7%→25.0%)に大幅に改善し

た。重症病床使用率は第6波を通して低い水準で推移しており、4月5日時点で4.8%となっている。

- このような状況を踏まえ、また、多くの人が集まる機会が増える季節も過ぎることを考慮し、専門家や医療関係者・団体、市町村等の意見も伺った上で総合的に判断し、「感染再拡大防止対策期間」については期限どおり4月7日をもって終了する。
- 取組に御理解・御協力いただいた県民及び事業者の皆様、ワクチンの接種促進や病床の確保をはじめ、新型コロナウイルスの最前線で御尽力いただいている医療関係者の皆様、施設内療養に御対応いただいている介護関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

II 今後の対応

「感染再拡大防止対策期間」の終了後も、県民の命と健康を守るため、引き続き次のような取組を進め、感染拡大の防止を図る。

(1) 福岡コロナ警報の継続

- 現在の感染状況や医療への負荷の状況について、福岡コロナ警報の指標等でみると、
 - ・ 新規陽性者数は連日2,000人前後で下げ止まりの傾向が見られており、7日移動平均が減少傾向にないこと
 - ・ 病床使用率はこのところ25%前後で推移しており、解除の目安である20%を下回っていないこと
 - ・ 今後、より感染性が高いとされるBA.2系統に置き換わりが進むことが見込まれること
 - ・ 重症化リスクの高い60代以上の入院者数は減少しているものの、いまだ入院者の7割以上を60代以上が占めていること
- から、現在の福岡コロナ警報を継続することとし、国の分科会が示すレベル分類についても現行の「レベル2」を維持する。

(2) 無料検査の継続

- 感染不安を感じる無症状者を対象とした無料検査について、福岡コロナ警報発動中は実施する。

(3) 高齢者を守るための取組

- 高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業について、福岡コロナ警報発動中は週1回の頻回実施とする。
- 陽性者が発生した施設に対し、速やかに感染症専門医や感染管理認定看護師からなるチームを派遣し、指導・助言を行う。また、入院による環境の変化が陽性となった高齢者に与える影響等を考慮し、必ずしも入院治療が必要でない場合は、住み慣れたところで適切な医療を受けていただけるよう、施設からの要請に応じ、医師・看護師を派遣し、往診等を実施する。
- 施設内療養を行う施設に対し、療養体制確保等に要する経費として、療養者1名につき最大15万円を助成する。

(4) 医療のひっ迫回避のための取組

- 医療関係者の御協力を得ながらコロナ病床の増床を図る。
- 個々の症状に応じて適切な医療が提供できるよう、陽性判明時のトリアージを徹底する。
- 全ての宿泊療養施設に、医師、看護師が24時間常駐する体制を継続する。また、観察項目を標準化した「クリティカルパス」を導入し、入所者の状態を的確に判断することにより、適切な医療を提供する。
- 入院治療の必要ない軽症と医師が判断した患者の早期退院や宿泊療養施設への入所、コロナ回復患者の後方支援病院への転院を促進する。

(5) 自宅療養者への医療支援のための取組

- 看護師が、保健所の求めに応じて自宅療養者を訪問し、健康観察を実施する。
- 自宅療養者からの相談に24時間対応する窓口を設置しており、今後も継続する。また、自宅療養者の外来受診や往診等に対応可能な医療機関を1000機関確保しており、必要に応じてこれらの医療機関を紹介し、適切な医療を提供する。

(6) 福岡コロナ警報の見直し

- 現行の福岡コロナ警報の発動・解除基準は、デルタ株が主流であった昨年夏の第5波を受けて見直したものである。その後の医療提供体制やワクチンの接種状況の変化、オミクロン株の特性などを踏まえ、これまで以

上に機動的に発動・解除ができるよう、別紙のとおり見直す。

「感染再拡大防止対策期間」の終了後も、一人一人が基本的な感染防止対策を徹底し、慎重に行動することが重要である。

このため、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、県民及び事業者の皆様には、4月8日(金)から次のとおり協力を要請する。

Ⅲ 県民・事業者に対する要請

Ⅰ 県民への要請

(1) 基本的な事項

- ① ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、三つの密の回避、換気等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② ワクチン接種を希望する方は、市町村や県などが設置している接種会場等において、早期の接種に努めること。
- ③ 電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用する際は、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。

(2) 外出・移動

- ① 外出にあたっては、ワクチンを接種された方を含め、マスク（不織布マスクを推奨）を着用し、訪問先での手指消毒や検温等を行うこと。
目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して行動すること。特に、高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する人は慎重に行動すること。
発熱等の症状がある場合は、外出を避け、積極的に医療機関等を受診し、検査を受検すること。
- ② 県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。

(3) 飲食

① 飲食店の利用にあたっては、以下の内容を徹底すること。

ア 県の第三者認証を受けた感染防止認証店※をはじめ、業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を選び、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること。

※ 感染防止認証店とは、感染防止対策の認証基準40項目全てを満たし、県が確認・認証した飲食店

イ 感染防止認証店以外の飲食店では、同一グループの同一テーブルの利用は4人以内とすること。(特措法第24条第9項)

ウ 飲食店利用における感染リスクを低減するため、別添1「感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守すること。

② 飲酒を伴う会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、滞在中の飲食の時間は2時間程度を目安とし、長時間を避けること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)

③ 会話の際は、マスクを着用し、大声を出さないこと。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)

④ 感染防止対策が徹底されていない路上・公園等における集団での飲食は、感染リスクが高くなるため、自粛すること。

(4) カラオケ設備の利用

① 歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。

② マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。

③ 座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。

(5) イベントの参加

① イベントの感染防止対策を事前に確認し、対策が不十分な場合には参加を控えるなど、慎重に行動すること。

② 入退場時などは、イベント主催者等の指示に従い、密集を回避すること。

③ 飲食を伴うイベントでは、感染リスクを下げるため、飲食専用エリア等を利用すること。

④ イベント前後の活動においても基本的な感染対策を徹底し、主催者の呼び

かけに応じて、直行直帰に努めること。

(6) 無料検査の継続実施(特措法第24条第9項)

ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。

※検査場所の最新情報は県ホームページに掲載又はコールセンターで案内しています。

※発熱等の症状がある場合は、医療機関を受診してください。

2 飲食店への要請

(1) 感染防止対策の徹底

① 感染防止認証店

- ・業種別ガイドライン及び認証基準を遵守し、特に、換気を徹底すること。
- ・「感染防止認証マーク」を店外の利用者の見える場所に掲示すること。
- ・飲食の時間は2時間程度を目安とし、長時間とにならないよう促すこと。
- ・別添1「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。

② 感染防止認証店以外の飲食店

- ・業種別ガイドラインを遵守し、特に、換気を徹底すること。
- ・「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。
- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること。(特措法第24条第9項)
- ・飲食の時間は2時間程度を目安とし、長時間とにならないよう促すこと。
- ・別添1「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。

(2) カラオケ設備の利用店

- ① マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行うこと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。
- ② 利用者の「三つの密」を避け、換気の確保等、感染対策を徹底すること。
- ③ 飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、

不特定多数の者が一同に会してカラオケ設備を利用することから、特に換気や人との距離の確保を徹底すること。

3 催物(イベント・集会等)の取扱い

(1) 催物(イベント・集会等)の開催制限(特措法第24条第9項)

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

① 5,000人超かつ収容率50%超のイベント(大声なし)

イベント主催者等が感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。

- ・人数の上限 収容定員まで
- ・収容率の上限 100%

② 上記以外の場合

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に別添「イベント開催時に必要となる感染防止策」への対応状況をホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

ア 収容定員が設定されている場合

人数の上限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方
かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)

イ 収容定員が設定されていない場合

大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)を確保し、大声なしのイベントは人と人とは触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m)の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

(2) その他の要請

- ① 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインを遵守すること。
- ② 主催者は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの

密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。

- ③ 参加者に対して、イベント前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけを行うこと。

4 事業者への要請（飲食店を含む）

- (1) 業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第24条第9項）

- (2) 飲食店や宿泊施設は、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得に努めること。

(3) 職場への出勤等

- ① 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を行うこと。

- ② 「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。

特に、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。感染防止対策の徹底のため、ビル管理者等は CO₂センサー等により換気の状況を確認すること。

- ③ 感染防止のための取組※を徹底すること。

※感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策）

- ④ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控えるよう求めること。

- ⑤ ワクチン接種を希望する自社の従業員が円滑に接種できるよう、勤務上の

配慮に努めること。

- 例) ・接種を希望する従業員に対し、早期の接種の呼びかけ
・従業員のワクチン接種や、接種後に発熱などの症状が出た場合の休暇の取得 等

※ ワクチン接種を受けていないことによる不当な待遇や差別は厳に慎むこと。

(4) 集客施設に対する要請

- ① 入場の際に、混雑を回避するための措置を講ずること。
- ② 入場者に対して、マスク着用を周知すること。
- ③ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を実施しない者の入場を禁止すること。
- ④ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置を講ずること。(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ⑤ 手指の消毒設備を設置すること。

(5) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を「介護現場における感染対策の手引き」をもとに再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。(特措法第24条第9項)
- ② 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。特に、入所施設と併設する通所介護事業所については、職員や動線の分離の徹底など入所施設への感染拡大を防止するための対策に取り組むこと。
- ③ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有、連携方法などを再確認すること。また、感染した入所者が退院基準を満たした場合は、元の高齢者施設等が迅速かつ適切に受け入れること。
- ④ 面会者からの感染を防ぐため、感染が拡大した場合は、オンラインによる

面会の実施も含めて対応を検討すること。

- ⑤ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。
- ⑦ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑧ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること

5 学校等に対する要請

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を十分徹底した上で実施し、児童・生徒・学生等への注意喚起を徹底すること。また、特に次の点に留意すること。

- ① 授業等においては、生徒同士の距離を可能な限り確保すること。また、対面形式の活動や合唱・管楽器演奏等は、長時間・近距離の活動とならないようにするなど感染防止対策を徹底し実施すること。
- ② 運動会や修学旅行等の学校行事は、実施する地域の感染状況を慎重に見極めた上で、感染防止対策を徹底し実施すること。
- ③ 部活動については、感染防止対策を徹底した上で実施すること。なお、感染リスクの高い活動は、慎重に判断すること。
- ④ 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種を希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、欠席扱いしないなどの環境整備に努めること。

6 保育所、認定こども園等に対する要請

- ① 保育所等が果たす社会的機能の維持の観点から、感染の防止を図りつつ、できる限り、保育の提供の継続に努めること。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持すること。

- ② 感染リスクが高い活動（室内で児童が近距離で歌を歌う遊び、児童を密集させるような遊び・運動）の制限や少人数のグループでの保育など、感染を広げない形での保育の実践を行うこと。
- ③ 大人数での行事、特に、保護者等が参加する行事については、「三つの密」の回避や基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ④ 保育所等を利用する保護者に対しては、送り迎え時の三密の回避、マスクの着用・消毒といった感染防止策について、協力を得られるよう努めること。

7 県主催イベントの対応

上記3と同様の取扱とする。

※ 対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

飲食店の遵守事項

利用者の遵守事項

レストラン・居酒屋等

- 業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努める
- 利用者間の距離の確保等
 - ・座席は、真正面の配置を避け、座席間隔を1m以上確保する。又は テーブル上にアクリル板を設置し区切る
 - ・テーブル間やカウンターは1m以上の間隔をあけるか、アクリル等で区切る
- 30分に1回、5分程度2方向の窓を全開等で十分な換気を確保する
- 利用者への呼びかけ等
 - ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す
 - ・入店時に検温・手指消毒を促す
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるように促す
 - ・飲食の時間は2時間程度を目安とし、長時間とならないよう促す
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける
 - ・感染防止認証店以外の飲食店では、同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下とする
- カラオケ設備の利用店
 - ・マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行う。カラオケボックス等は、各部屋に消毒設備を設置
 - ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、特に換気や人との距離の確保を徹底する

- 予約時
 - ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する
- 利用時
 - ・利用する飲食店の感染防止対策を守り、協力する
 - ・飲食時以外はマスクを着用する
 - ・入店時に検温・手指消毒を行う
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える
 - ・滞在中の飲食の時間は2時間程度を目安とし、長時間を避ける
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える
 - ・感染防止認証店以外の飲食店では、同一グループの同一テーブル利用は4人以下とする
- カラオケ設備の利用
 - ・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保する
 - ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行う
 - ・座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避ける

宴会場

- 業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努める
- 利用者間の距離の確保等
 - ・食事の提供は着席形式とする。(立食形式は提供しない)
 - ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保する。またはテーブル上にアクリル板等を設置し区切る
 - ・テーブル間は1m以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る
 - ・挨拶者(ステージ)と参加者間との距離は2m以上確保する。又はアクリル板等を設置し区切る
- 換気の徹底
 - ・換気用機械や扉の開放等により場内換気を行う
- 利用者への呼びかけ等
 - ・主催者に対し、参加者を把握できるよう事前登録制などを促す
 - ・飲食時以外はマスクを着用するよう、場内アナウンス等により促す
 - ・入店時に検温・手指消毒を促す
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す
 - ・飲食の時間は2時間程度を目安とし、長時間とならないよう促す
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける
 - ・感染防止認証店以外の飲食店では、同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下とする

- 予約時
 - ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する
 - ・主催者は参加見込み数をもとに人との距離(着席時1m以上)が確保できる広さの会場を選定する。
 - ・立食形式は控える。
- 利用時
 - ・利用する宴会場の感染防止対策を守り、協力する
 - ・飲食時以外はマスクを着用する
 - ・入店時に検温・手指消毒を行う
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える
 - ・滞在中の飲食の時間は2時間程度を目安とし、長時間を避ける
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える
 - ・感染防止認証店以外の飲食店では、同一グループの同一テーブル利用は4人以下とする

催物の開催制限等について

1 催物の開催制限等の要請

催物（イベント・集会等）の開催制限等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、4月8日（金曜日）以降、イベント主催者及び施設管理者に以下のとおり要請する。

2 イベントの開催制限の目安等

イベント主催者及び施設管理者はイベントを開催する場合、別紙1「イベント開催等における必要な感染防止策」に留意すること。なお、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

- ① 別紙2「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合
人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%（大声なし）とする。

※「感染防止安全計画」は、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること。提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないように、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から県に連絡・相談すること。

- ② それ以外の場合

人数上限5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。

なお、この場合、別紙3「感染防止策チェックリスト」をイベント主催者等が作成・HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、イベント等の開催に当たっては、接触確認アプリ（COCOA）の活用について、主催者等に周知すること。

実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

<大声の具体例>

観客間の大声・長時間の会話

スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

3 留意事項

ア 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- ・ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- ・ なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ・ 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- ・ イベント開催後、「感染防止安全計画」を策定した主催者は、別紙4「イベント結果報告フォーム」を1か月以内に県に提出すること。結果報告については、同様のイベントの場合は、問題発生時に速やかに提出すること。
- ・ 同様のイベントを複数回・複数日開催する場合は、初回にまとめて提出可能とする。

4 感染防止策の不徹底などの問題が確認されたイベント主催者等への対応等

感染防止策の不徹底が確認された場合や速やかな結果報告資料の提出がなされなかった場合は、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限を50%とする。

【 添付資料 】

- 別紙1 「イベント開催等における必要な感染防止策」
- 別紙2 「感染防止安全計画」
- 別紙3 「感染防止策チェックリスト」
- 別紙4 「イベント結果報告フォーム」
- 別紙5 「感染状況に応じたイベント開催制限等について」

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>* 大声を「観客等が、⑦通常よりも大きな声量で、④反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。</p>
②手洗、手指・施設消毒の徹底	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
③換気の徹底	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底</p> <p>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
<p>④来場者間の密集回避</p>	<p>□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 * 入場ロ・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人との距離の確保 □トは、前後左右の座席との身体的距離の確保 * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2m、最低1m）空けること。</p>
<p>⑤飲食の制限</p>	<p>□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外さず飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）</p>

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
<p>⑥出演者等の感染対策</p>	<p>□有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する <small>*体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。</small></p> <p>□練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する <small>*練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。</small></p> <p>□出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）</p>
<p>⑦参加者の把握・管理等</p>	<p>□チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <small>*接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 <small>*原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。</small></small></p> <p>□入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <small>*チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。</small></p> <p>□時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起</p>

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
----- いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)		
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
ワクチン・検査パッケージ制度の活用	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

③換気の徹底

<チェック項目>

□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分以上）の徹底

<具体的な対策>

<記載項目（例）>

- 各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施
 - 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気計画の策定。
 - CO2 測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。
 - 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日付け事務連絡）を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

※本県は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、**対象者全員検査の場合のみ適用**いたします。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

感染防止策チェックリスト

別紙 3

【第1版（令和3年11月版）】

開催概要

イベント名	URL:	イベント名
出演者・チーム等		出演者・チーム等
開催日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分	
開催会場		
会場所在地		
主催者		
主催者所在地		
主催者連絡先	(電話番号) 092- -	(メールアドレス)
収容率(上限)	<input type="checkbox"/> 100% (※) (大声なし)	<input type="checkbox"/> 人と人が触れ合わない 程度の距離
	<input type="checkbox"/> 50% (※) (大声あり)	<input type="checkbox"/> 十分な人と人との間隔 (できるだけ2m、最低1m)
収容人数		〇〇,〇〇〇人
参加人数		〇〇,〇〇〇人
その他特記事項	(大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。)	

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底



【大声なしの場合】
飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、
②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】
「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

② 手洗、手指・施設消毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。



主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③ 換気の徹底



法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上等）の徹底。

④ 来場者間の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保。

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

⑤ 飲食の制限

- 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。
- 飲食中以外のマスク着用の推奨。
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。
- 自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

⑥ 出演者等の感染対策

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

⑦ 参加者の把握・管理等

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

イベント結果報告フォーム

別紙4

○イベントの情報（公表する場合、*については適宜）

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県）*	
主催者所在地（市区町村）*	
主催者所在地（番地等）*	
開催会場（名前）	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“-”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物 前後の共通行動が原因と考えられる場合は、 その旨ご記載ください	

不使用欄（LOOP便宜のため白字入力済）

○**感染防止策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

【別紙5】

感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定（注1）	その他 （安全計画を策定しないイベント）
下記以外の 区域	人数上限（注2）	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率（注2）	100%（注3）	大声なし：100% 大声あり：50%
重点措置 区域	人数上限（注2）	収容定員まで	5,000人
	収容率（注2）	100%（注3）	大声なし：100% 大声あり：50%
緊急事態 措置区域	人数上限（注2）	10,000人 （対象者全員検査により、収容定員まで追加可） （注4）	5,000人
	収容率（注2）	100%（注3）	大声なし：100% 大声あり：50%

※遊園地は、県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能

（注1） 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用（緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超のイベントに適用）

（注2） 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

（注3） 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

（注4） 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

見直しの背景

- 今般の第6波では、オミクロン株の影響により、全国的にこれまでに経験したことのない規模で感染が拡大し、病床使用率も大幅に上昇した。しかし、緊急事態宣言が発出されることはなく、また、沖縄県を除いて国の分科会が示す「レベル3相当」とされた都道府県はなかった。
- 本県においても同様に、新規陽性者数、病床使用率ともに過去最多・最高となったが、緊急事態措置が適用されることはなく、福岡コロナ警報・特別警報の発動・解除後の県民・事業者に対する要請内容が当初の想定とは異なる結果となった。
- 前回の見直し(令和3年11月30日)以降、経口治療薬の実用化やコロナ病床の追加確保など医療提供体制がさらに強化されるとともに、ワクチンの3回目接種も進展した。また、ウィズコロナ時代を見据え、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた動きが加速している。
- 今後も感染拡大が中長期的に反復する可能性があるが、次の感染拡大を引き起こすウイルスがどのような性質を有するかは現時点では見通せないため、ある程度の知見が蓄積された段階で、その性質に応じた適切な対策を柔軟に講じていくことが望ましい。

見直しの概要

- 福岡コロナ警報・特別警報の指標については、引き続き医療提供体制にかかる指標を重視しつつ、機動的に発動・解除ができるよう、部分的に見直す。
- 発動・解除後の県民・事業者に対する要請内容については、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることができるよう、その時点の国の基本的対処方針等を踏まえ、感染状況や医療のひっ迫度等を勘案し、その都度検討することとする。
- なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用・解除を国に要請する目安については、これまでに示されている国の考え方やその時点の感染状況・医療のひっ迫度等を踏まえてその都度検討することとする。また、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の取扱い等について国から新たな考え方が示された場合は、必要に応じてあらためて見直しを行う。

「福岡コロナ警報」の発動の目安



主な指標	現行	見直し後
①新規陽性者数	7日移動平均の増加傾向が継続	7日移動平均の増加傾向が継続
②病床使用率	15%以上	15%以上
※注視すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 地域別の感染状況 重症病床使用率の推移 ブレイクスルー感染の動向 新たな変異株の動向 	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 地域別の感染状況 重症病床使用率の推移 ブレイクスルー感染の動向 流行している株の特性や新たな変異株の動向

「福岡コロナ特別警報」の発動の目安



主な指標	現行	見直し後
①新規陽性者数	7日移動平均の増加傾向が継続	7日移動平均の増加傾向が継続
②病床使用率	30%以上	50%超 または50%超となることが見込まれる
※注視すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 地域別の感染状況 重症病床使用率の推移 ブレイクスルー感染の動向 新たな変異株の動向 	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 地域別の感染状況 重症病床使用率の推移 ブレイクスルー感染の動向 流行している株の特性や新たな変異株の動向

「福岡コロナ警報」の解除の目安



主な指標	現行	見直し後
①新規陽性者数	7日移動平均の減少傾向が継続	7日移動平均の減少傾向が継続 または 微増傾向や高止まりであっても医療への負荷が高まるおそれが低い
②病床使用率	20%未満	20%未満 または 20%未満となることが見込まれる
※注視すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 地域別の感染状況 重症病床使用率の推移 新たな変異株の動向 	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 地域別の感染状況 重症病床使用率の推移 流行している株の特性や新たな変異株の動向



「福岡コロナ特別警報」の解除の目安



主な指標	現行	見直し後
①新規陽性者数	7日移動平均の減少傾向が継続	7日移動平均の減少傾向が継続 または 微増傾向や高止まりであっても医療への負荷が高まるおそれが低い
②病床使用率	50%以下	50%以下 または 50%以下となることが見込まれる
※注視すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 重症病床使用率の推移 新たな変異株の動向 <p><緊急事態措置解除の考え方(令和3年9月8日分科会提言)に基づくもの></p> <ul style="list-style-type: none"> 入院率が改善傾向にあること 重症者数が継続して減少傾向にあること 中等症者数が継続して減少傾向にあること 自宅療養者数及び療養等調整中の数の合計値が減少傾向にあること 	<ul style="list-style-type: none"> 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 重症病床使用率の推移 流行している株の特性や新たな変異株の動向 その時点で示されている緊急事態措置やまん延防止等重点措置の解除に関する国の考え方

発動の目安



- ※ ①～②の各指標を踏まえ、「注視すべき項目」の状況も加味した上で、市町村や専門家の意見も参考にして総合的に判断し、発動を決定する。
- ※ 「福岡コロナ警報」、「福岡コロナ特別警報」の発動後の県民・事業者に対する要請内容については、その時点の国の基本的対処方針等を踏まえ、感染状況や医療のひっ迫度等を勘案し、その都度検討する。
- ※ なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用を国に要請する目安については、これまでに示されている国の考え方やその時点の感染状況・医療のひっ迫度等を踏まえてその都度検討する。

主な指標	 福岡コロナ警報発動の目安	 福岡コロナ特別警報発動の目安
①新規陽性者数	7日移動平均 ^(注1) の増加傾向が継続	7日移動平均 ^(注1) の増加傾向が継続
②病床使用率	15%以上	50%超 または 50%超となることが見込まれる
※注視すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 ● 地域別の感染状況 ● 重症病床使用率の推移 ● プレックスルー感染の動向 ● 流行している株の特性や新たな変異株の動向 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 ● 地域別の感染状況 ● 重症病床使用率の推移 ● プレックスルー感染の動向 ● 流行している株の特性や新たな変異株の動向

注1) 直近7日間の新規陽性者数の合計を7で割った数

解除の目安

- ※ ①～②の各指標を踏まえ、「注視すべき項目」の状況も加味した上で、市町村や専門家の意見も参考にして総合的に判断し、解除を決定する。
- ※ 「福岡コロナ警報」、「福岡コロナ特別警報」の解除後の県民・事業者に対する要請内容については、その時点の国の基本的対処方針等を踏まえ、感染状況や医療のひっ迫度等を勘案し、その都度検討する。
- ※ なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置の解除を国に要請する目安については、これまでに示されている国の考え方やその時点の感染状況・医療のひっ迫度等を踏まえてその都度検討する。

主な指標	 福岡コロナ警報解除の目安	 福岡コロナ特別警報解除の目安
①新規陽性者数	7日移動平均 ^(注1) の減少傾向が継続 または 微増傾向や高止まりであっても医療への負が高まるおそれが低い	7日移動平均 ^(注1) の減少傾向が継続 または 微増傾向や高止まりであっても医療への負が高まるおそれが低い
②病床使用率	20%未満 または 20%未満となることが見込まれる	50%以下 または 50%以下となることが見込まれる
※注視すべき項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 ● 地域別の感染状況 ● 重症病床使用率の推移 ● 流行している株の特性や新たな変異株の動向 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新規陽性者数(1週間の合計)の今週先週比の推移 ● 重症病床使用率の推移 ● 流行している株の特性や新たな変異株の動向 ● その時点で示されている緊急事態措置やまん延防止等重点措置の解除に関する国の考え方

注1) 直近7日間の新規陽性者数の合計を7で割った数

国のレベル分類、福岡コロナ警報、県民・事業者に対する要請の対応表

国のレベル分類	レベル0 (感染者0レベル)	レベル1 (維持すべきレベル)	レベル2 (警戒を強化すべきレベル)	レベル3 (対策を強化すべきレベル)	レベル4 (避けたいレベル)
	新規陽性者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負担が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができていく状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況
	(レベル上昇の目安)	—	新規陽性者が散発的に発生	福岡コロナ警報発動	感染状況等を踏まえ総合的に判断
(レベル下降の目安)	新規陽性者数ゼロが継続	福岡コロナ警報解除	感染状況等を踏まえ総合的に判断	感染拡大がピークを越え確保病床で対応可能	—
福岡コロナ警報	(なし)		警報	特別警報	
県民・事業者に対する要請(※)	県独自措置 (基本的な感染防止対策の徹底等を含む)		まん延防止等重点措置	緊急事態措置	

※ 県民・事業者に対する要請内容については、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることができるよう、その時点の国の基本的対処方針等を踏まえ、感染状況や医療のひっ迫度等を勘案し、その都度検討することとする。
 ※ 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の適用・解除を国に要請する目安については、これまでに示されている国の考え方やその時点の感染状況・医療のひっ迫度等を踏まえてその都度検討することとする。